

令和元年度 岐阜県教科用図書選定審議会（第1回）会議録〈要旨〉

日時：平成31年4月26日（金） 午後1時30分～午後4時30分
場所：岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会委員の辞令書を交付する。
- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席による審議会の成立を確認する。

2 県教育委員会教育長挨拶

- ・ 本審議会は、法令に基づき、県教育委員会が毎年設置する教科書採択に係る諮問機関で、県教育委員会が採択権者である市町村教育委員会に対して、指導、助言又は援助を行うに当たり、意見を伺うための会である。
- ・ 本年度は、小学校の全ての教科書の採択替えの年度である。小学校において、来年度から全面実施される学習指導要領を踏まえ、新たに教科書として加わった英語の教科書が初めて採択されることになる。
- ・ そこで、教科書の採択に当たっては、これまでの慣例にとらわれることなく、各発行者の教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行い、各採択権者において、それぞれの教育指導の方針や地域の児童生徒の学力・学習状況などを踏まえ、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択することが極めて重要であるといえる。
- ・ 教科書に対する県民の関心は高く、各採択地区や市町村教育委員会におかれては、これまでも教科書採択に関する情報を積極的に公表していただいているが、教科書採択が教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択するものであることを踏まえ、なぜこの教科書を採択したのかという採択理由や協議のプロセスを保護者や地域住民に対して明確に示し、説明責任を果たすことが必要となってくる。
- ・ 今後進められる、各採択地区協議会委員や調査員等の人選、協議会の運営の仕方などを工夫改善し、より一層適正かつ公正な採択が進められるよう、各市町村教育委員会に対して、適切な指導、助言または援助を行っていきたいと考えている。皆様方から忌憚のない御意見を賜りたい。

3 岐阜県教科用図書選定審議会委員の紹介

- 委員としてお願いした方は、「岐阜県教科用図書選定審議会委員定数条例」による20名の方々である。
- 委員の構成については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項の規定により、次の方々をお願いした。
 - ・ 義務教育諸学校の校長及び教員
 - ・ 県教育委員会及び市町村教育委員会の事務局の職員等
 - ・ 学識経験者

4 選定審議会の任務、採択事務、日程、議事内容等について説明

- 選定審議会の任務等の説明
 - ・ 性 格： 県教育委員会の諮問機関（定数20名、設置期間 令和元年8月31日まで）
 - ・ 任 務： 教科書を採択する市町村教育委員会に対して、県教育委員会として適切に指導、助言又は援助をする際、あらかじめ意見を聴くため、法的に定められた県教育委員会の諮問機関であり、次の所掌事務に関して調査・審議し、必要に応じて建議する。
 - ・ 所掌事務： 採択基準の審議・答申、採択資料の作成等
 - ・ 情報公開： 県情報公開条例第6条第5号の審議・検討事項に該当し、原則として採択期限である

8月31日まで公正確保上、非公開の対象である。それ以降、又は全ての市町村教育委員会の採択終了後は、採択結果や審議会委員の氏名、会議録等をホームページで公開する。

○ 「岐阜県教科用図書選定審議会 運営方針」の説明

- ・ 運営方針については、平成27年度に、教科書発行者と採択関係者との関係が問題になった事案を受けて、本審議会の会務や運営に係る内容のうち、慣例的に行われてきた部分について明文化し、方法や責任の所在を明らかにしたものである。
- ・ そのため、「委員の任命に当たっては、教科書発行者との関係について自己申告を求めるとともに、文部科学省から送付された教科書の編修関係者名簿や教科書協会等から送付された指導書等の関与者名簿で、利害関係を有する者でないことを確認する」こととしている。

○ 採択事務・日程等の説明

- ・ 法令により、教科書の採択に係る権限は、市町村立の義務教育諸学校で使用される教科書については、市町村教育委員会にあると定められている。また、採択に当たっては、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を一つの採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。
- ・ 法令により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、前年度の8月31日までに行わなければならないとされている。

○ 議事内容の説明

- ・ 審議事項：次の4点
 - (1) 県教育委員会諮問事項：平成32年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について
 - (2) 専門調査員の委嘱（案）及び調査員会の日程（案）について
 - (3) 平成32年度使用小学校教科用図書の調査研究資料（案）について
 - (4) 平成32年度使用中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究資料（案）について
- ・ その他の事項：次の4点
 - (1) 教科書採択における公正確保の徹底について
 - (2) 平成31年度教科書センターについて
 - (3) 平成31年度使用教科書について

5 平成31年度選定審議会の会長、副会長の決定及び挨拶

○ 会長、副会長の選出

- ・ 「岐阜県教科用図書選定審議会規則」第2条の規定により、本会の会長及び副会長は互選により定めることになっている。会長、副会長各1名の選出をお願いします。
- ・ 会長に、別府哲委員
- ・ 副会長に、清水昭治委員

○ 会長挨拶

- ・ 公正性・透明性を大事にして、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただき、活発に議論して実りある会としたい。

6 議事

(1) 審議事項

① 県教育委員会諮問事項

平成32年度使用小・中学校（特別支援学校の小・中学部を含む）用教科用図書の採択基準（案）について

【事務局より】

- 採択基準（案）の説明。
 - ・基本方針5点についての説明。
 - ・1点目は、関係法令の規定に基づいて実施すること。
 - ・2点目は、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう特に留意して、公正を確保し、採択が適正に行われるように配慮すること。
 - ・3点目は、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること。具体的に、平成29年3月に告示された学習指導要領を踏まえること、採択権者の教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること、障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであること、の3点を記載している。
 - ・4点目は、教科書の内容や構成上の工夫等について、各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。
 - ・5点目は、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという観点から、採択地区協議会等における選定資料や議事録、採択権者においては採択結果及びその理由等、教科書採択に関する情報を積極的に公表すること。
 - ・採択に当たっての留意事項の説明。
 - ・小学校用教科書については、全ての教科書について新たに採択を行うこと。
 - ・中学校用教科書については、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。
 - ・学校教育法附則第9条に規定する教科書の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。調査研究に当たっては、県教育委員会において作成する「一般図書選定資料」を十分に活用すること。
 - ・項目3については、共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項について示している。

【審議】

会長： 事務局より、採択基準について提案をいただいた。意見や質問を承る。

委員： それぞれの採択地区協議会では、公平性や透明性を十分確保しながら十分な調査研究を行い子どもたちの実態に即して最適な教科書を選んでいると思う。ただ、以前県議会でも話題になったが、結果として他県に比べてみると、岐阜県は全地区が同一の発行者になっている教科の割合が高い。各採択地区においては、基本方針の5点、特に3点目の子どもにとって最も適切な教科書、読みやすいものであることや、児童生徒の学力・学習状況調査の実態等を十分に即したものである教科書を選んでいくことが重要であるといえる。

委員： 採択基準案の項目2（1）（2）に関わることで確認したい。小学校は全ての教科書については、新たに採択を行うということだが、これは特別の教科道徳についても採択を行うということではよいか。

事務局： 特別の教科道徳は2年間の使用ではあるが、学習指導要領の改訂に伴い、新たに検定を受け発行されているので、実際に内容などについて調査研究をすることになる。他教科と同じようにその調査研究を踏まえて採択を行うことになる。

委員： 中学校の教科書については、新たに検定に合格した図書がなかったということだが、今回の小

学校については、新たに合格した図書があるということ、または内容が変更されたということなのか。

事務局： 小学校では、特別の教科道徳を含めて全ての種目において平成30年度の検定済教科書となっている。教育課程の基準となる学習指導要領自体が変わるので、小学校の道徳についても、当然それを踏まえて新しい教科書を作ったことになる。その内容について検定を受けたので、他の教科と基本的には同じである。内容については、どの程度の変更があったのかは、実際に見ていただき、各採択権者についても調査研究をしていただいた上で、採択をしていただくことになる。

先ほど、議会で指摘されているとのご意見をいただいた。県教育委員会としては、各採択地区における十分な調査研究、協議を経て、各市町村教育委員会が採択権者として、その権限と責任の下、適正かつ公正に採択されたものであるという認識を示して答弁している。具体的にどんな指摘を受けたのかということについては、後ほど担当の方から伝える。

委員： (3)の内容について、一つ目の学習指導要領を踏まえ、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養の実現につながるということ、分かりやすく説明していただけるとありがたい。それから2点目は、障がいその他の特性に関わらず児童生徒にとって読みやすいものである。この読みやすいものとは、何を具体的に指しているのかということ、読みやすいものであるという範疇はどれくらいなのか。

事務局： 今回の学習指導要領改訂方針として、何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶか、の3つが教育課程編成の柱になっている。この内、何ができるようになるのか、の具体として示されたのが、生きて働く知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成で、将来いろいろな未知の状況、困難に出会ったときに役立つような知識及び技能、思考力・判断力・表現力を身に付けることが大切になっている。更に学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性という少し難しい言葉になっているが、この3つの資質・能力の育成を目指しているということである。そこで、育成を目指す資質・能力を踏まえた教科書になっているかという観点から見ていくことが大事であると捉えて、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の実現につながるものであること、という文言を入れた。

また、読みやすいものというのは非常に範疇が広いため、どういう調査項目で見ていくのかについて、後ほど県の教育委員会で示す各教科の調査研究資料に示していく。ここに示したのは、本年度の「教科書採択における公正確保の徹底」という文部科学省からの通知文に「ユニバーサルデザインに関する配慮について」の項目が新たに付け加わり、その中で「障がいその他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であること」と示されたことによる。通知文にも細かく書かれているが、ユニバーサルデザインフォントに関することやレイアウト等、採択に当たってこういう点を見ていくことも大事であると判断して、そのような文言を入れた。

会長： これをもってこれに関わる審議は終わる。この諮問事項にある採択基準案について異論の無い方は挙手をお願いしたい。

委員： (全員挙手)

会長： お認めいただいたということで、この審議結果を、後日、県教育委員会に答申する。

： 休憩時間をとる。その時間帯を利用して、各自小学校用の教科書見本本を閲覧いただきたい。

委員による教科書見本本の閲覧

② 審議事項

専門調査員の委嘱（案）及び調査委員会の日程（案）について

【事務局より】

- 専門調査員の委嘱（案）及び調査委員会の日程（案）の説明
 - ・専門調査員については、調査員 1 を教頭、調査員 2、3 を教諭、そして調査員 4 については、教育事務所の指導主事を推薦する。
 - ・種目ごとに各教育事務所から推薦された者の中から、地域バランス、男女バランスを考慮して選出している。
 - ・日程については、5月10日（金）に第1回専門調査委員会を開催し、調査研究の進め方や調査項目ごとの調査の方法を具体的にする。
 - ・5月21日（火）に第2回専門調査委員会を開催し、ここでは、調査研究した内容を交流し、調査結果をまとめる。
 - ・調査結果については、6月3日の第2回審議会において、県教育委員会より報告する。

【審議】

会長： 意見や質問を承る。

委員： 意見なし。

会長： 調査員の委嘱（案）及び日程（案）について異議のない方は挙手をお願いしたい。

委員： （全員挙手）

会長： 御異議がないと認める。では、本（案）をもって、調査員を委嘱し、調査を進めることとする。

③ 審議事項

平成32年度使用小学校教科用図書の調査研究資料（案）について

【事務局より】

- 平成32年度使用小学校教科用図書の調査研究資料（案）の説明
 - ・小学校における「調査研究資料（案）」における調査項目と着眼点は、専門調査員が教科書見本を調査研究する際の観点となる。
 - ・着眼点の項目1では、①「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」をバランスよく育成できるか、②各教科及び学年相互の関連や系統性、発展性についてどうか、③主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながるものであるか、という3点から調査する。
 - ・着眼点の項目2では、①「ふるさと教育」の推進、②ICTを活用した学習活動、③多様な学びの支援の3点から調査する。
 - ・着眼点の項目3では、教科書の重量やユニバーサルデザインなど、児童が教科書を活用する際の使いやすさや見やすさ等について調査する。
 - ・調査資料にまとめる際には、主観的・恣意的な調査結果とならないように、基本的に数値や事実のみを示していく。このことにより、調査研究としての客観性をより一層高めていきたいと考える。

【審議】

会長： 意見や質問を承る。

委員： 前回の採択替えの時の調査研究資料と今回の資料の大きな違いは何か。

事務局： 前回も、学習指導要領と岐阜県教育ビジョンとの関連を観点としているが、項目1－（1）に示したよう、新学習指導要領において資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することが重視されているので、そのことが教科書においてどのように具体的にされているかということが、今回の調査研究では重要になってくる。また、項目の1－（3）にある「主体的・対話的で深い学び」は、改訂の3つの視点「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の、

「どのように学ぶか」ということに関わってくる部分になる。教科書には、子どもたちが主体的に対話をしながら、深く学ぶことができるものであるかという点についても期待されているので、項目として付け加えている。

委員： 子どもたちが初めて手にする小学校1年生の教科書は重要だと思う。幼稚園教育要領も一昨年に改訂されたが、1－(3)にあることが評価項目として示され、幼、小、中学校、高校まで教育がつながったことを示している。今、幼・小の接続が大事と言われているが、幼児教育で小学校に行くまでの基礎が培われていくので、小学校でそれをどのように受け止めるかを考えていただきたい。

事務局： 低学年の生活科では、幼稚園までの遊びを通しての総合的な活動を生かした学習をしている。そこで生活科の教科書については、幼稚園や保育所の活動と円滑に接続していくような内容を盛り込んだ教科書であるのかという点が重要となると考える。教科の特性に応じて、幼稚園・保育所や中学校とのつながりを捉えた調査研究を進めることが必要であると考えている。

会長： この「接続」の縦のつながりについては、大学教育までも考えられるようになっている。

事務局： 縦のつながりは、調査項目1－(2)で「学校種間のつながり」についても調査研究をしていきたい。

会長： いろいろな立場からの感想や意見を伝えてほしい。

委員： 2－(1)の「ふるさとへの誇りと愛着を育む、ふるさと教育の推進」、(2)の「ICTを活用した学習活動の充実」とあるが、これらは学年、あるいは教科によってかなり温度差はあると思うが、これらは全部に関してこういう観点で見ていくということなのか。

事務局： 全ての教科で共通の観点として調査する予定である。ただ、ご意見いただいたように、教科の特性によって軽重がある。社会科でいえば学習対象が地域の素材であることが多いので(1)のふるさとの観点は関係が強いといえる。算数でいえば、5学年においてプログラミング教育の例示がなされているのでICTとの関係が強い。各教科の調査項目については、教科の特性に応じて、教科別の調査項目については検討したいと考えている。

委員： 「ふるさと」というのは、岐阜県が対象になるわけだが、教科書の調査研究では、「ふるさと」という概念に対してということであって、特に岐阜県のことを見ていくわけではないのか。

会長： 自分も同意見である。「岐阜県」に特定するのではなく、ふるさと、郷土という概念でよろしいか。

事務局： 岐阜県に限定しないで、ふるさと・郷土という広い概念で捉えてよい。

委員： 着眼点の言葉が分かりにくい。先ほど質問された内容だと、例えば(1)の部分について、「育成することができるか」、(2)でいうと「発展性があるかどうか」、(3)でいうと「深い学びの視点からの授業改善につながるかどうか」ということであって、そういう言葉の方がいいのではないか。言葉を変えなくても、そういう説明が必要ではないか。

事務局： 分かりやすく伝えることは大切であるため、ご指摘いただいたことを踏まえて検討する。

委員： 調査研究員をした経験がある。そのとき感じたことが、「公正・公平に教科書の調査研究を行う」ということであり、責任の重さを痛感した。調査員の主観は入れてはいけないが、研究調査員として出た方が、「この教科書だったら、子どもの主体的な学びにつながる」ということを説明していただけるとありがたい。

事務局： 調査研究には2つの内容がある。県の選定審議会が委嘱して行う調査研究と、各採択地区で行う調査研究の2つである。当然、採択地区では、教科書を選定していかなければならないため、「どの教科書が最も適切か」という選定の参考となる調査研究資料を示していくことになる。一方、県の調査研究は、その支援として各教科書の特徴を一覧にして示していくものである。したがって、県の役割としては、客観的な数値や事実を示して、それぞれの特徴を明らかにするということであり、そのことを改めてご理解いただきたい。

会長： 調査研究は2段階のものであるということと、やはり公正・公平であるということのを重要視していく必要がある。

委員： 3の印刷・製本等に関して、小学生の子どもに対して4kg、5kgとなると教科書の重さは

負担になると思う。だからといって薄ければいいというものでもないと思うが、重さについてはどう捉えたらよいか。

事務局： 教科書見本本をみると、これまで一冊であったものを上・下に分けるようにした発行者があるなど、軽量化に向けた工夫があるようだ。実際の重さや合冊か分冊かについて調べて、そのデータを提供するのが県の役割であると捉えている。そのデータを参考にして、児童の学年や実態を踏まえて「何をよしとするのか」判断するのが、各採択地区協議会、各市町村教育委員会となる。そのため、ここでは「よい」「悪い」という判断をお示しすることはしない。

委員： 教科書をみると、非常にカラフルになっている。イラストも多く、1年生の子どもは興味を示すかもしれないが、逆に気持ちが悪く感じられることも考えられる。そういうバランスについても見られるのか。また、英語の教科書では、グローバル化の視点から見た場合、例えばイラストに多様な人種の子どもが載せられているなど、人権的な観点からもイラストの扱い方、人種のとらえ方等といったことも調べるのか。

事務局： 3-（2）、2-（3）では、多様な学びを支援するかどうかについて調べることとなっている。「多様」の中身として、障がいのある子どもたちや外国人の子どもたち、更にLGBTへの配慮などがあげられ、人権尊重の観点からの配慮については学校教育の中では非常に重要なことなので、その観点からも調べていきたいと考えている。

会長： 他の点についての質問や意見はないか。

委員： 2-（2）のICTについて、プログラミング教育がどのように位置付けてくるのか。見本本をみると、QRコードがあってそこからいろいろなコンテンツに入っていくのだと思うが、そのあたりは特に算数などで研究していくのか。調査員の方が実際にQRコードをやってみて、どのようにつながるのかといった研究をされるのか。また、そういったQRコードがどの教科書にもあるのかといった調査もされるのか。教科書を通してどういうプログラミング教育を行っているのかということがはっきりすると、参考となる調査研究資料になると思いますが、そこまで調査していただくことも負担にはなると思いますがどうか。

事務局： 教科書に掲載されているものについては、できる限り調べていく。

委員： 調査研究員の方に、短い時間の中で、このように大変な調査をしていただくのが驚きだ。子どもに接する業務を抱えながら、土日を使ったりするかと思うと、市教委の立場としては、もう少し何とかならないものなのだろうか。

事務局： 非常に貴重な御指摘で、働き方改革が言われる中で、この業務は職員室で教科書を並べて行うわけにもいかない上に、他の方に手伝っていただくわけにもいかないという内密な業務である。そういう意味からも精神的に御負担をかけることになる。調査研究に携わることによる負担が少しでも軽減されるよう、所属長に配慮をお願いしている。学級担任の先生もおみえかと思うので、目の前の子どもたちの指導を第一に考えていただき、無理ないように、体調第一でやっていただくよう調査員会で伝えたい。本業務は採択された教科書のみならず、全ての教科書を詳しく見ることになるので、調査員の先生方の指導の幅が広がることになり、そういった点からよい機会だと捉えていただけると有難い。

会長： さまざまな立場から貴重な意見を頂けた。それでは、本調査資料での綿密な調査研究をお願いする。一部修正をするということも含めてご承認いただけるということによろしいか。挙手をお願いします。

委員：（全員挙手）

④ 審議事項

平成32年度使用中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）の調査研究資料（案）について

【事務局より】

- 平成32年度使用中学校教科用図書（特別の教科道徳を除く）の調査研究資料（案）の説明
・ 中学校各教科 教科書の「調査研究資料」（案）にかかわって説明する。

- ・平成31年3月29日付け「平成32年度使用教科書の採択事務処理について」の「1 採択に当たっての留意事項について」の(2)「中学校用教科書の採択について」にあるとおり、平成30年度の中学校教科書検定において、新たに合格した教科書がなかったため、基本的には、前回の採択替え時に発行されたものと同じ教科書の中から、再度採択を行うということになる。
- ・文書に「例年どおり、採択権者の責任と判断により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられる。」とある。
- ・そこで、県教育委員会としては、中学校用教科用図書調査研究資料については、平成27年度の採択時に作成したものを活用することとしました。それが本日お示ししている「平成32年度使用中学校用教科用図書調査研究資料(案)」です。
- ・そこで、本年度の県の調査研究については、専門調査員を置くことはしない。ただし、本案をお認めいただいた上は、一般社団法人教科書協会から送付される「平成27年度教科書見本の時点から変更のあった箇所をまとめたもの」を基に、事務局の各教科担当指導主事が前回の調査研究結果を精査する。
- ・また、この調査研究結果については、第2回審議会にて、改めて委員の皆様にお示しする。

【審議】

会長： 意見や質問を承る。

委員： 各種目の2-(2)を見ると、国語や社会では、学び方を「方法知」として明らかにしている。一方、数学は、問題解決の後の発展的な問題について取り上げており、「内容知」として明らかにしている。そういった教科によって違いがあるがどうなのか。

事務局： 小学校の調査項目は新しく設定するので、よく検討する。中学校については、前に設定した項目を確認し、必要であれば改善していく。

委員： 中学校は考えの進め方に焦点が当たっているが、先ほどの小学校では、そういった具体的な文言となった調査項目がない。新しい学習指導要領で求める「一人で教科書を読み進めていくことができる。」「子どもたち同士が議論し合い、内容を深めることができるようになる。」といったこれから求められる学び方について、教科によってきちんと配慮していただきたい。

委員： 調査方法1(1)の系統的な指導を考えると「教師が」ということになるし、2、3の項目の自らの学びを考えると「児童生徒が」ということになる。主語が教師になるのか、児童生徒になるのか、何かきまりがあるのか。

事務局： 教科書を通して子どもたちが自分で学んでいくことができるかが大切なので、子どもの学びに最も適しているかという視点が不可欠である。だから、教師の都合ではなく、子どもにとって、例えば子どもの学力状況を踏まえて、子どもがこういう学力を身に付けていくためにという視点から調査研究を進めるということである。当然、子どもの学びと教師の指導は表裏一体の関係にはありますが、「子どもが」を主語として、子どもの学びという視点で調査を進めていく。

会長： 基本は、子どもであるということ。

他によろしいでしょうか。では、いただいた意見を参考に綿密な調査研究をお願いしたい。本案をもって、調査を進めることとする。

(2) その他の事項

① 教科書採択における公正確保の徹底について

【事務局より】

○ 「教科書採択における公正確保の徹底等」に係る岐阜県教育委員会の取組について

- ・教科書採択における県教育委員会の立場として、教科書を採択する際、市町村教育委員会と連携して、公正を確保すること等、適正に実施されるよう努める。
- ・4点説明する。

① 市町村教育委員会に対して、県教育委員会による恣意的なコントロールがあるのではないかと

という疑念を持たれないようにする。そのための、客観的事実に基づく調査研究資料を作成・配布をし、公正・公平な調査が行われるよう、各採択地区協議会に助言する。

- ② 前例主義、横並び主義なっているのではないかという指摘がある。先ほどの審議の中で話題となった、県議会での質問内容は、岐阜県の7つの採択地区の多くの種目で同一の発行者の教科書が採択されていると指摘している。このことについて、愛知県、三重県、静岡県を例にして述べている。
- ③ 静ひつな採択環境を確保し、開かれた採択を推進する。
- ④ 公正性・透明性が確保されるよう万全を期す。

○ 「各市町村教育委員会における採択に係る議事録の公表」についての説明

- ・ 採択地区協議会の議事録については、すでに全地区において公表がなされているところであるが、各市町村教育委員会の会議の議事録についても、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、新たに作成・公表の努力義務が課せられることになった。
- ・ 平成27年10月に、文部科学省により実施された「教科書採択状況調査」の調査結果によると、「市町村教育委員会における公表について」では、岐阜県においては、採択地区協議会の議事録については、全地区において公表がなされているところである。
- ・ 別添資料の30ページに採択に係る公表状況の資料がある。これは全国の調査結果であり、採択結果が公表59.3%、非公表49.7%となっている。岐阜県は100%公表している。今後は、各市町村教育委員会における採択に係る議事録についても積極的に公開するよう助言していく。

② **平成31年度教科書センターについて**

【事務局より】

- ・ 県内の教科書センター及び分館は、本年度、岐阜県図書館が改築のため、本年度のみ閉鎖としたが、飛騨地区であらに2カ所を開設したため、県全体としては新たに1か所増え、42か所となった。いずれにしても、全ての市又は郡に1つはセンター又は分館がある、という状況である。
- ・ それぞれの教科書センター及び分館においては、法定展示の期間である6月14日からの14日間はもちろん、この期間以外でも県民の皆様に公開するよう努めていく。
- ・ 市町村教育委員会、教育事務所等の協力・連携のもと、岐阜県図書館など土日・祝祭日にも閲覧していただける会場もある。

③ **平成31年度使用教科書について**

【事務局より】

- ・ 本年度は小学校の全ての採択替えを行うとともに、中学校の「特別の教科 道徳」以外の教科書についてこの一覧表にあるものを、平成32年度使用教科用図書として採択する運びとなっている。

令和元年度 岐阜県教科用図書選定審議会（第2回）会議録〈要旨〉

日時	: 令和元年6月3日(月) 午前10時00分~午後4時
場所	: 岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席による審議会の成立を確認する。

2 県教育委員会教育長挨拶

- ・ 本日は「令和2年度使用 小学校用教科書」の「調査研究資料」を中心に審議をしていただく。
- ・ 「調査研究資料」は、本日の審議会を経て、各採択地区等に送付され、各採択地区等における調査研究に際して参考とされる。
- ・ 採択権者である市町村教育委員会が、教科の主たる教材として最も適切な教科書採択するためには、各採択地区において、教科書の綿密な調査研究に基づく十分な審議が不可欠となる。そのため、各採択地区の調査研究がより充実したものとなるよう、県教育委員会として、各教科書の内容や構成上の工夫等について、数値や事実を中心として、各教科書の違いが分かる資料を作成し、提供することとなる。
- ・ 調査研究に関して、第1回選定審議会の際に、教科書の内容はもちろんのこと、掲載されている二次元コードやイラスト、教科書の重さについて等、多様なご意見をいただいた。教科書は、学校の授業だけでなく、家庭における学習においても重要な役割を果たすものであるため、持ち運ぶ際の重さとして適当であるか、自分で学習できるものであるかといった観点からの調査結果の提供も重要であると考えている。
- ・ また、県内の小学校は年々若手教員が増加しており、経験の浅い教員であっても児童に確かな学力を身に付けさせていくことができる教科書であるのかといった観点からも吟味する必要がある。
- ・ 委員の皆様からは、実際に教科書見本を御覧いただきながら、様々な観点から御意見を賜り、「調査研究資料」がよりよいものとなるよう御協力をお願いしたい。
- ・ 最後に公正確保については、格段の配慮を賜るようお願いしたい。

3 経過報告及び審議内容等について説明

- 経過報告
 - ・ 県の「採択基準」については、5月9日付けで各市町村教育委員会教育長、各特別支援学校長及び各国・私立小・中学校長宛て、通知した。
 - ・ 「調査研究資料（全体の着眼点と調査方法）」については、5月16日付けで各市町村教育委員会教育長宛て送付した。
 - ・ 全体の着眼点と調査方法に基づき、5月10日と21日の両日、専門調査員会を実施し、調査結果をまとめた。
- 審議内容の説明
 - ・ 審議事項：次の3点
 - (1) 令和2年度使用小学校教科用図書の調査研究資料（案）について
 - (2) 令和2年度使用中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究資料（案）について
 - (3) 令和2年度使用義務教育学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般図書選定資料[特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用]」（案）について

4 議事

(1) 審議事項

令和2年度使用小学校教科用図書の調査研究資料（案）について

○ 審議の観点の説明及び調査研究結果（案）の発表方法の確認

- ・ 各種目の「調査研究結果」が「調査の方法」に基づいて適切に調査されているか、また、その内容について、記述の分かりやすさはもとより、各者の違いが明瞭に分かるものといえるか等について、委員から意見を聴取し、市町村教育委員会等に送付する「調査研究資料」として適切かどうかを審議していただく。
- ・ 机上に教科書の具体的なページや箇所を示しているため、適宜閲覧していただきたい。
- ・ 各種目10分または15分で報告し、5分間の審議時間を取る。この5分間で十分な審議ができない場合は、全体審議の場を午後3時30分から予定しているため、その場で審議していただく。
- ・ 「調査の方法」は、各種目の特性に応じて設定しているため、種目によって異なっている。
- ・ 着眼点2-(1)「ふるさと教育の推進」について、第1回選定審議会でご意見をいただいたが、算数及び書写においては、教科の目標や学習内容の関連から、特徴として適当な内容が見当たらなかったため、掲載しないと判断した。

○ 教科「国語」種目「国語」について

【事務局より説明】

- ・ 着眼点の1-(1)と1-(3)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：1-(3)は、単元のめあてに対応して調査したものとしてよいか。

事務局：1-(3)は、各者の「読むこと」の取り扱い方、言語活動の設定の仕方を調査した。

具体的な内容をすべて記載することは難しいため、各者の「言語活動の設定の仕方」を顕著に表している「めあて」を材料として示すことによって、各者のスタンスを分かりやすく示した。

委員：各採択地区へ送られるのは資料のみか、説明も含めていくのか。

事務局：資料を送付するが、資料の内容について質問があった場合は説明をする。地区ごとに、必要に応じて本調査結果を参考にして、調査方法を工夫されていくものとする。

委員：国語は、分かりにくい教科、教えるにくい教科といわれる。主体的に学ぶことや深い学びにつながるなどについて、他の点で気付かれたことはあるか。

事務局：3-(3)の調査結果に、学習のポイントを示すマークやコーナー等の各者の工夫をまとめた。

主体的に学ぶことなどについては、その記載も一つの参考になると考える。

会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「社会」種目「社会」について

【事務局より説明】

- ・ 着眼点の1-(1)と1-(3)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：見方・考え方について、教育出版のP30の吹き出しは、P3にある見方・考え方のどの見方・考え方であるのか。

担当：教育出版は、P3で6つの見方・考え方を示しているが、学習のページには明示していない。その代りに、P30の吹き出しのように、単元の学習問題を考えていく際の視点として例示している。

委員：課題づくりだけでしか見方・考え方は働かせないのか。深めていく中でもあるのではないのか。見方・考え方を活用するというのは、事象に対して、疑問をもったり、課題を持ったりすると

いうこととイコールという捉えか。

- 担当：東京書籍の4年P69では、課題づくりではなく追究の中でも見方・考え方が示されている。まとめのところに示されているところもある。各者で、どのように示されているか調査をした。
- 委員：1－(3)の問題解決的な学習の示し方は、何を根拠に調査したのか。表の中の○は何を意味しているか。○を付ける、付けないの判断の基準は何か。
- 担当：問題解決的な学習の示し方は、学習指導要領の解説社会科の記述を根拠とし、○印は、それぞれの項目にかかるコーナーが、位置付けられているかどうかである。例えば、「単元を通した学習の進め方」の説明があるか、「つなげる」のコーナーがあるかという点から判断した。
- 委員：1－(1)の見方・考え方を各者並べたとき、違いはあるのか。
- 担当：数の違いや、詳細に示されているかどうかの違いがある。
- 会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

○教科「算数」種目「算数」について

【事務局より説明】

- ・着眼点の1－(1)と3－(1)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

- 委員：1－(1)の思考力・判断力・表現力等の表に、「○」があるものとないものがある。どれも大切なステップであるが、他の単元ではどうなのか。
- 事務局：複数の単元を各者比較してすると、全体的にここに示した傾向であったため各者の特徴と捉え、象徴的な単元を一例として示した。
- 委員：マイノートは、東京書籍には全学年に位置付いているということか。
- 事務局：東京書籍は全学年にマイノートが位置付いている。表は、取り上げた単元にノートが位置付いているかどうかを示している。
- 委員：1－(3)の活用について、「発展活用」は日文にはないとみてよいか。
- 事務局：明確な「発展活用」のコーナーがなかったため、○印を付けていない。
- 委員：思考力・判断力・表現力等について、○だけでなく、2段階、3段階に表現できるようであれば、検討してほしい。
- 事務局：段階を分ける根拠が難しいと考えるが、検討する。
- 会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。
- 委員：異議なし。

○教科「理科」種目「理科」について

【事務局より説明】

- ・着眼点の1－(1)と2－(1)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

- 委員：見方・考え方の「例示」と「明示」の違いを確認したい。
- 事務局：見方・考え方をはっきりと示しているものを「明示」、子どもの発言等の例として示しているものを「例示」としている。
- 委員：分かりやすい説明だった。特に「見方・考え方」は、新学習指導要領に示されている以上、どの者も扱っていることは当然なので、その「扱い方」で違いを説明されているのは、非常によく分かった。そういう示し方がよい。
- 会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。
- 委員：異議なし。
- ### ○教科「外国語」種目「英語」について

【事務局より説明】

・着眼点の1－(1)と1－(3)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：1－(1)言語活動の設定数について回数が示してあるが、これは教科書の何を数えているのか。また、東京書籍の二次元コードの内容を紹介いただいたが、他者の状況はどうか。

事務局：1点目については、基本的には発行者が示すマークを参考にしているが、マークで示していない者もあるため、その際は教科書の記述内容から判断した。マークが付いていても除外したものもあり、判断の基準は全者共通にしている。

2点目については、東京書籍のようなものは他者にもある。全て紹介することができないので、二次元コードがついていると、どんな学びに発展していくのかを参考例として紹介したが、資料には全者示している。

委員：二次元コードのあるなしは、資料のどこに示してあるか。

事務局：2－(2)の項目で、二次元コード数と提供されるデータの種類を表にして示している。

会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「生活」種目「生活」について

【事務局より説明】

・着眼点の1－(1)と1－(3)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：「気づきの質」について、大変具体的に示していただいた。これまでも確認されたことだが、資料の表の「○」は、その者の教科書全体についていえるものなのか。

事務局：他教科と同様、ここで「○」で示しているのは各者の傾向である。それが特徴的に表れているものを例として取り上げて示している。

委員：単元によってはここに「○」のないものもあるが、偏りはないものと考えてよいか。

事務局：考えてよい。

委員：1－(1)「仲間とのかかわり方」で表が示されているが、啓林館と日文のみ、下段が単元名になっていないが、それはどういうことか。

事務局：記載の仕方が統一されていなかった。全て「夏の遊び」の単元の例示である。そのように修正する。

会長：本資料を、ただ今の修正を加えた上で、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「音楽」種目「音楽」について

【事務局より説明】

・着眼点の1－(2)と2－(3)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：2者の記載量がかなり異なるが、それはどうか。

事務局：誤解を受けるといけないので、記載量については検討する。

委員：1－(2)について、示された単元の教材数には違いがあるが、学年全体の教材数であまり大きな違いがない。この単元のみの特徴なのか、全体的にそうなのか。

事務局：教育芸術社は、全体的に、教材そのものを学習する構成・配列の傾向がある。教育出版社は、題材に、教材を組み込んで学習する構成・配列の傾向がある。そのため、このような表となった。

会長：本資料を、記載量を考慮した上で、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「図画工作」種目「図画工作」について

【事務局より説明】

・着眼点の1－(2)、2－(1)と2－(2)の3点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：1－(2)の学校段階間の捉えについて教えていただきたい。

事務局：学校段階間については、5、6年の巻末にあるように、日文は中学校とのかかわり、開隆堂は中学校とつなげる紹介がある。

会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「家庭」種目「家庭」について

【事務局より説明】

・着眼点の1－(1)、1－(3)と2－(2)の3点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：2－(2)について、動画コンテンツの数でかなり差があるが、どう捉えたらよいか。

事務局：技能の習得に関わって、開隆堂はコンテンツを活用して習得を図っている。東京書籍は、紙面をもって習得を図っている。

会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「体育」種目「保健」について

【事務局より説明】

・着眼点の1－(1)と1－(2)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：3－(2)について文字等の記述が他教科ではあったが、保健でも示してあるとよいのではないか。

事務局：追加する。

委員：1－(1)について、知識・技能の表の項目「対処例」、「相談窓口」と示されているのに対して、4項目目は「考えを書く」と作業を示している。項目の意味合いが異なるので分かりにくい。表を分かりやすくするとよいのではないか。

事務局：ご指摘の通りなので、修正する。

会長：本資料を、ただ今の点を修正した上で、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「特別の教科 道徳」種目「道徳」について

【事務局より説明】

・着眼点の1－(1)と1－(3)の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：1－(1)について、今日的課題として選ばれた理由の根拠は何か。

事務局：道徳が「特別の教科」となり、「いじめ問題」への対応や「生命尊重」については、これまでに以上に重要視されているからである。児童の実態や社会の変化から「情報モラル」の観点は、とりわけ重要になっているので、この3点を取り上げた。

委員：1－(1)について、3つの学習内容の分量は、教材の数を表しているのか。

事務局：「読み物」は、読み物教材がいくつあるかということ。「問題解決」とは、問題解決の教材がいくつあるかということ。体験は実際の体験活動を行う数を示している。

会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「国語」種目「書写」について

【事務局より説明】

・着眼点1－（3）を取り上げて調査結果を説明

【審議】

会長：本資料を、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

○ 教科「社会」種目「地図」について

【事務局より説明】

・着眼点の1－（2）と1－（3）の2点を取り上げて調査結果を説明。

【審議】

委員：1－（2）について、「学年間の関連」は、どういうことを意味しているか。

事務局：地図帳は、3年生から6年まで使用するため、特に3年生への対応と、6年生の歴史学習への対応を調査した。

委員：「学年間の関連」ではなく、「学年の指導内容との関連」とした方がよいのではないか。

事務局：ご指摘いただいたように修正させていただく。

会長：本資料を、指摘のあった点を修正した上で、調査研究資料としてよろしいか。

委員：異議なし。

② 審議事項

令和2年度使用中学校教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の調査研究結果（案）
について

【事務局より】

- ・平成30年度の中学校教科書検定において、新たに合格した教科書がなかったため、県教育委員会としては、専門調査委員会を置かずに、平成27年度採択時に作成した中学校用教科用図書の調査研究資料を各教科担当主事が精査することとした。
- ・「平成27年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめた資料」を基に、事務局の各教科担当指導主事が前回の調査研究結果を見直した結果、客観的な数値や本資料に取り上げられている教材や題材、単元等に変更を加えるべき点は見られなかったことから、県教育委員会が各市町村等に対して、平成27年度作成した資料を送付することが適切であると判断した。

【審議】

会長：意見や質問を承る。

委員：意見なし。

会長：本調査研究結果（案）について異議のない方は挙手をお願いしたい。

委員：（全員挙手）

会長：異議がないと認める。では、本案をもって、「令和2年度使用中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）調査研究結果」とする。

③ 審議事項

令和２年度使用義務教育学校における学校教育法附則第９条に規定する教科用図書「一般図書選定資料[特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用]」（案）について

【事務局より】

- ・ 学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の選定資料（案）の説明

【審議】

会 長： 意見や質問を承る。

委 員： 意見なし。

会 長： 令和２年度使用義務教育学校における学校教育法附則第９条に規定する教科用図書「一般図書選定資料[特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用]」（案）について異議のない方は挙手をお願いしたい。

委 員： （全員挙手）

会 長： 異議がないと認める。では、提案通り、本案を「一般図書選定資料」とする。

5 全体審議

【事務局より】

- ・ 各種目の審議において、いただいた意見を踏まえて「検討・修正した内容」については、会長に確認した上で送付するという事によろしいか。

【審議】

会 長： 事務局の提案のとおりでよろしいか。

委 員： よい。

6 終わりの言葉（学校支援課長）

- ・ 御審議を賜り感謝申し上げます。
- ・ 御意見をいただいたところについては、受け取る側がこれを見て理解できるものであるか、各採択地区協議会の参考になり得るものであるかを考えていきたい。
- ・ 今後も、県教育委員会として適切な指導・助言又は援助ができるように、皆様の御意見を参考に進めていきたい。